

**平成 20 年度第 3 回愛媛県ドメスティック・バイオレンス防止対策推進会議  
委員意見概要**

**(1) 愛媛県 DV 防止基本計画の改定について**

(塩崎会長)

改定後の計画体系図と計画内容本編の間に、当初の基本計画に基づくこれまでの取組み状況について整理しているが、新旧どちらの計画に基づく取組みかわかりにくいので、説明を加えるなどわかりやすい記載にしてほしい。

また、これまでの取組みと計画冊子に添付される資料に関連するものがあれば、(資料 参照)というような記載を加えてはどうか。

(客野委員)

これまでの取組み状況を、改定版の基本計画本編の中に整理するのではなく、資料編の方へ入れるなど、構成について検討してはどうか。

(宮崎副会長)

「計画の基本的な考え」にある「本県の状況」をもう少し整理し、「これまでの取組み及び現状」という時系列的な整理にしてもよいのではないか。

(塩崎会長)

計画の構成、配置について再検討し、修正案をお知らせ願いたい。

(宮崎副会長)

注釈の無い用語の中にも、「ステップハウス」等分かりにくい用語があるので、注釈をつける必要がある。

**(2) DV 防止対策について**

(松尾委員)

DV防止対策連絡会の議題に対する協議の中に、「母親は一時保護所から退所するが、子ども

もは児童養護施設へ入所した。」という事例があるが、父親から子どもへの虐待のみならず、母親から子どもへの虐待も疑われるのではないか。

子どものような考え方をを持った親、子どもを育てるのが難しいと感じられる親も少なくない。子どもを精神的に成長させて社会に出さないといけなと感じる。

(塩崎会長)

未熟な大人が増えている。教育的な視点での子どもに対する支援も必要となっている。

(客野委員)

同伴児童のケアは大切である。母親の元がいいのか、施設がいいのか、その子どもにとって一番大切な事柄をカウンセリング等を継続しながら周囲が判断する必要がある。

また、成長段階に応じた人権教育も重要である。

### (3) **意見交換**

(牧委員)

DV被害者で、市内で引越をした方から児童扶養手当の受給に際し、新しい住所を秘匿するため住所移動の手続きをしていないので、引越前の住所で民生児童委員の証明がほしいと依頼があった。引越前の住所の担当民生委員ではないので、どう対応すべきか困った事例があった。

(宮崎副会長)

窓口である市町の運用方法次第で対応できるのではないか。

(塩崎会長)

現場に立ち会う人が困った事例を相談できる窓口があればいいと思う。児童扶養手当の受給に関して、困難事例等をまとめたQ&Aやマニュアルがあればよい。

(宮崎副会長)

基本計画の中にもある「経済的自立に向けた支援」の取組みにもあてはまる問題である。事例をある程度集めていけばマニュアルができ、市町による運用にもばらつきが少なくなるだろう。

(前田委員)

住民基本台帳の閲覧等の制限が設けられていることを、まず被害者に説明してから、再度検討するのも良いだろう。

(紅谷委員)

DVを含む被害者支援では、家庭訪問や付き添いなど、直接的な支援も必要である。「NPO被害者こころの支援センターえひめ」は、犯罪被害者等早期援助団体を目指している。指定されると、家庭訪問等による支援もできるが、指定のための人的、金銭的なハードルが高い。

また、臨床心理学を学んでいる学生や大学院生は、DVへの関心も高い。特にDV関連の施設では、ボランティア等で連携を深めたらよいと思う。

(前田委員)

人権擁護委員連合会で、松山東高等学校、松山南高等学校砥部分校、愛媛大学附属高等学校、四国中央医療福祉総合学院(専門学校)でデートDV防止に関する啓発講座を実施した。

また、前回の会議で話が出ていたが、砥部分校デザイン科の生徒に、デートDV防止啓発リーフレットの作成を依頼した。できあがったリーフレットをこれからの啓発に使用する予定である。

また、講座では、男子学生から、「すぐには無理かもしれないが、少しずつ変わる努力をしてみよう」といった反応もあった。

県内でも若い女性が若い男性に殺害される事件もあった。若い人には我慢する力が不足しているように感じている。

(塩崎会長)

今後も、学生の参画など若い人の協力を得ていく必要がある。